

2024年8月5日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社は、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2024 年 1 月から 2024 年 6 月までの間に支払審査委員会を 2 回開催し、計 2 件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は 1 件でした。
お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
人身傷害保険	- 被保険者が事故発生前より蛇行運転をし、その後店舗外壁と衝突する自損事故を起こし入院、事故から 46 日後に死亡しました。 - 被保険者は事故発生前より完全房室ブロックによって意識消失しており、また死亡診断書も病死であることなどから、疾病によって生じた事故として、人身傷害保険のお支払対象に<u>該当しないと判断</u>しました。